

認知症あんしんプロジェクト「あかしオレンジ弁当券」実施要項

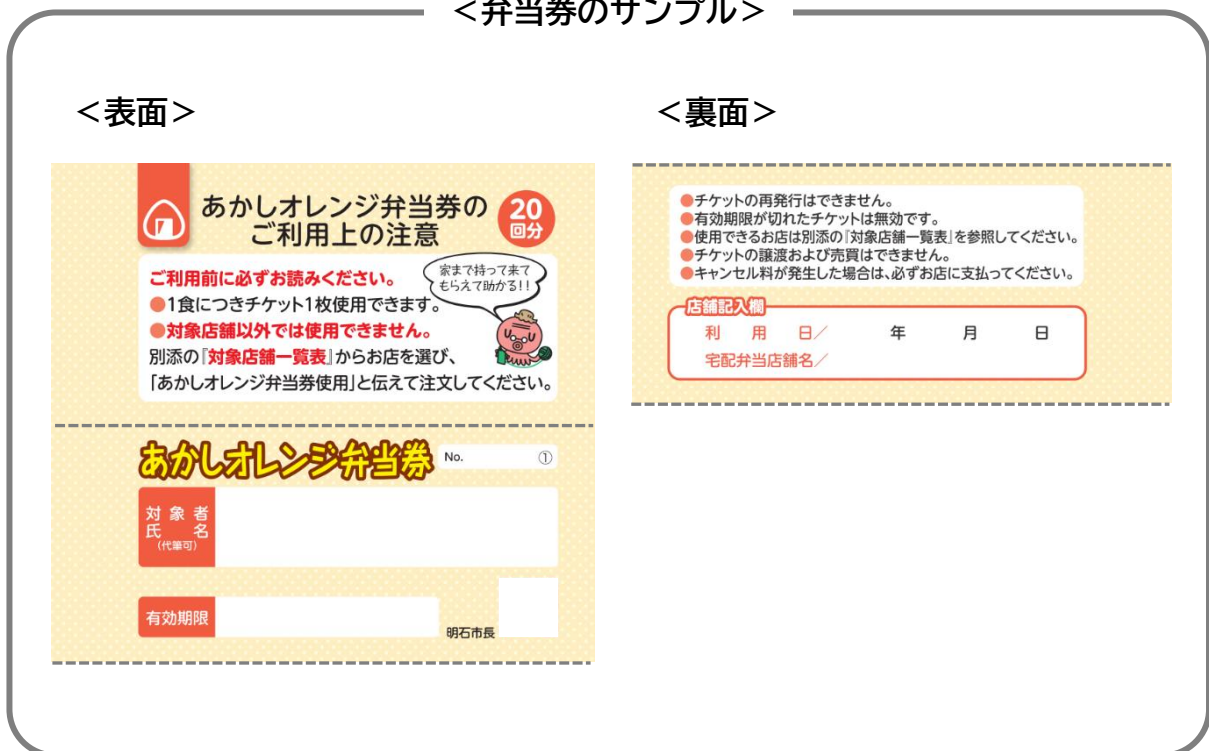
1 認知症あんしんプロジェクト「あかしオレンジ弁当券」について

(1) 実施目的

明石市では、令和2年10月から、在宅の認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「認知症あんしんプロジェクト」を開始しました。

プロジェクトの一環として、「あかしオレンジ弁当券」（以下「弁当券」といいます。）を交付し、介護負担の軽減を図るものです。

<弁当券のサンプル>



(2) 弁当券交付対象者

明石市から「あかしオレンジ手帳」（認知症手帳）を交付した市内で在宅生活をする認知症の人（以下「対象者」といいます。）

(3) 交付内容

宅配弁当1食分に利用できる無料券を20枚

(4) 交付時期

令和3年2月から毎月順次交付（毎月約30人に交付見込み）

(5) 弁当券の有効期限

交付日から1年間

(6) 弁当券の利用の流れについて

① 注文の受付

対象者は、注文時に「あかしオレンジ弁当券を利用する」旨を伝えます。事業者様は下記の「やむを得ない事情により、弁当券を受領できなかった場合」に関わるため、配達日時等と合わせて、対象者の氏名も必ず確認してください。

② 弁当引渡し

弁当を対象者に配達し、弁当と引き換えに、弁当数分の弁当券を受領してください。その際、弁当券の対象者氏名欄は本人にご記入いただき、裏面の業者記入欄（使用日・宅配弁当業者名）は事業者様でご記入願います。
※弁当券の有効期限にご注意ください。

③ 弁当券の換金

「あんしんチケット利用実績報告書」（指定の市様式）に弁当配達月に受領した弁当券及び請求書（様式は問いません）を添付のうえ、翌月 15 日までに明石市高齢者総合支援室高年福祉係にご提出ください。

※ やむを得ない事情により、弁当券を受領できなかった場合

弁当を配達したにも関わらず、対象者のやむを得ない事情により、弁当の配達及び弁当券の受領ができなかった場合、弁当を配達したものとみなし、料金をお支払いしますので、「あんしんチケットキャンセル実績報告書」（市指定の様式）によりご請求ください。

注1) 報告書の各項目に空欄がある場合は、お支払いできませんのでご注意ください。

注2) 「あんしんチケットキャンセル実績報告書」で請求できるのは本事業利用分のみであるため、注文の受付時に、弁当券を利用することを必ず確認してください。また、対象者の氏名をご記入ください。

2 協力事業者について

(1) 協力事業者の登録

「あかしオレンジ弁当券」登録申込書、営業許可証のコピーを提出していただくことで、あかしオレンジ弁当券協力事業者として登録いたします。

(2) 協力事業者の表示

対象者に配付する「対象店舗一覧表」や市のホームページに、提出していただいた登録申込書の内容を掲載します。

(3) 申し込み資格（必ずお読みください）

下記のいずれにも該当する事業者のみとします。

- 1 保健所より営業許可を受けている事業者であること。
 - 2 保管や運搬の際には温度管理を徹底するなど、食品の衛生管理を十分に行うこと。
 - 3 食中毒の原因となる食品の作り置きや能力を超えた製造は控えること。
 - 4 弁当等をメニュー単位で 50 g 程度ずつ 72 時間以上冷凍保存すること（検食の保存）。
 - 5 弁当は主食・主菜・副菜二種で構成されているものを基本とし、栄養バランスに配慮すること。
 - 6 明石市からの依頼・指示に対しては速やかに対応し、事業目的の達成に努めること。
 - 7 対象者からの問い合わせやクレームについては、誠意をもって対応すること。
 - 8 1回の登録につき有効期間は、登録年度末日（3月31日まで）とする。ただし、双方異議がないときは契約期間を1年間更新する。
 - 9 明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する関係機関等に該当していないこと。
- ※ 上記のほか、公序良俗違反等により、市が不適切と認める場合、登録の取り消しを求める場合があります。

(4) 弁当券の利用における留意点

- ・ 宅配弁当1食につき弁当券1枚を受け取れます。
- ・ 対象者は、協力事業者以外では弁当券を使用できません。
- ・ 対象者は、弁当1食に対して弁当券と現金を併用することはできません。
- ・ おつりは出ません。
- ・ 対象者の家族や支援者等、交付を受けた本人以外でも利用できます。ただし、弁当券の対象者氏名欄は、対象者名を記載してもらってください。
- ・ 有効期限が切れた弁当券は無効です。
- ・ 事業者が独自に規定しているキャンセル料が発生した場合は、通常通り対象者にキャンセル料を請求してください。

ただし、対象者が認知症の症状等により注文したことを忘れて、弁当の受け取りを拒否するなど、やむを得ない事情により、弁当の配達及び弁当券の受領ができなかった場合のみ、前述の「やむを得ない事情により、弁当券を受領できなかった場合」のとおり市がキャンセル分として料金をお支払いします。

- ・ 虚偽の請求等があった場合、返金していただいたうえ登録抹消となります。